

産業廃棄物処理施設

設置・変更許可申請等の手引

令和7年4月
埼玉県環境部

目 次

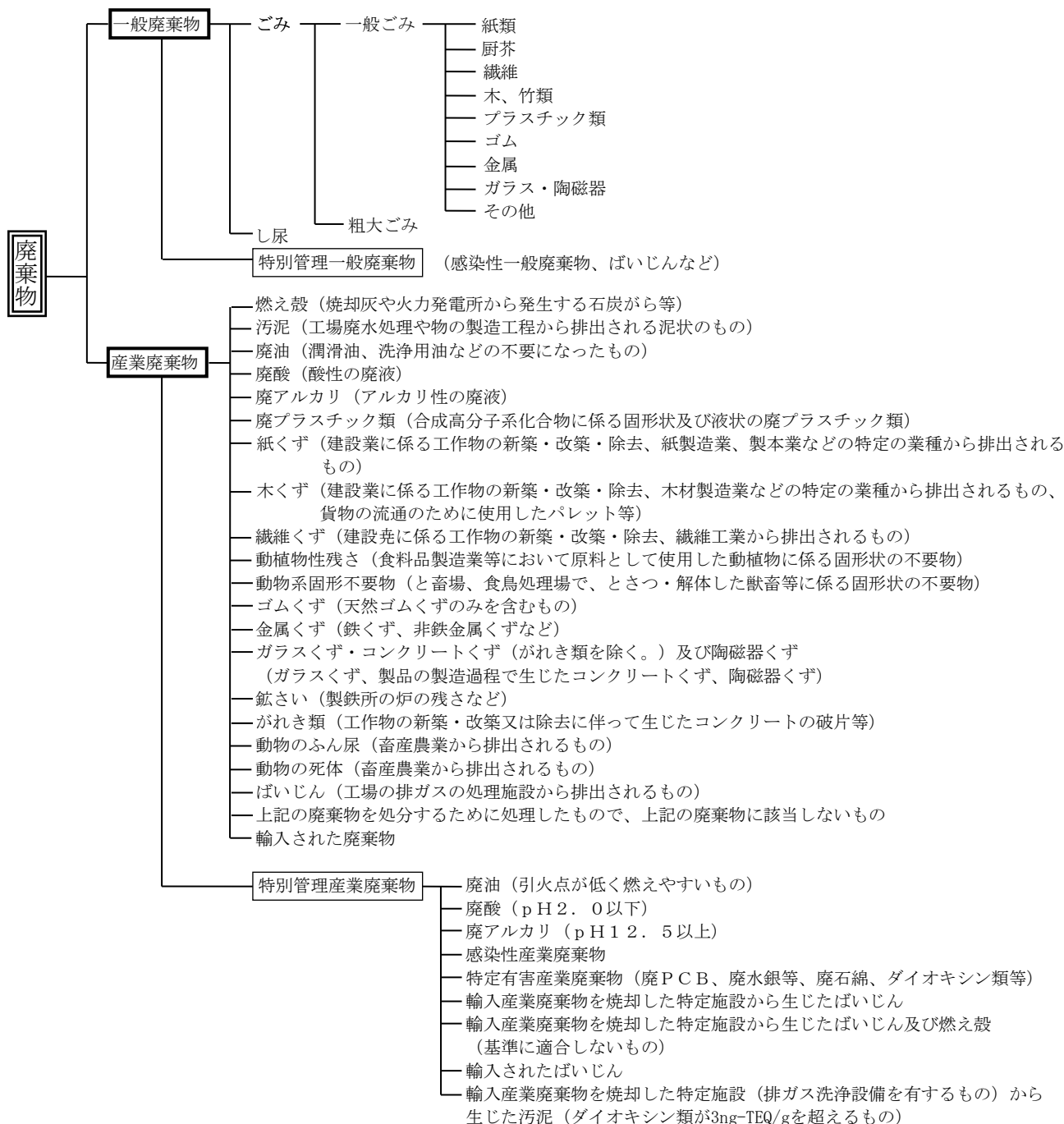
I	産業廃棄物について	2
II	処理施設の種類と許可について	3
III	許可申請手続について	7
	1 事前協議	
	2 許可申請	
	【1】各許可申請の手続	
	【2】許可の基準	
	【3】生活環境影響調査	
	【4】申請書	
	【5】申請手数料	
	【6】申請書の提出方法及び提出先	
	【7】処分の指令書・許可証の交付について	
	【8】使用前検査について	
	【9】定期検査について	
	【10】廃棄物熱回収施設設置者認定制度について	
	3 産業廃棄物処理施設設置許可事務のフロー	
IV	事業開始後の諸手続	19
	1 変更許可	
	2 各種届出	
V	罰 則	20
VI	その他	21
	付録	

I 産業廃棄物について

1 廃棄物の分類

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や、自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になったもので、液状または固形状のものを言います。

廃棄物には、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。



2 産業廃棄物とは（表－1及び表－2）

「産業廃棄物」とは、会社や工場などの事業に直接関係する活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた21種類の廃棄物を言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」として定めています。

Ⅱ 処理施設の種類と許可について

1 産業廃棄物処理施設設置許可

- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定により政令で定める産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする際には、知事の設置許可を受けなければなりません。

政令：産業廃棄物処理施設の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条）

号	施設の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	1 0 0 m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	5 0 m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	1 0 0 kg／日を超えるもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
1 0	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
1 0 の 2	廃水銀等の硫化施設	すべて
1 1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
1 1 の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて
1 2	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
1 2 の 2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて
1 3	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
1 3 の 2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設を除く。)	2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
1 4	産業廃棄物の最終処分場	すべて

(参考)

産業廃棄物処理施設を設置する際に関連する他法令一覧
(★は許可が必要なので、特に注意が必要)

1. 建築基準法

★第51条ただし書の許可

廃棄物処理法第15条の産業廃棄物処理施設（事業場から発生した廃棄物を当該事業場内のみで処理する場合及び最終処分場は除く。）を設置または変更する場合は、建築基準法第51条の適用を受ける。なお、工業、工業専用地域においては、一部施設への適用が緩和される。

→建築安全課へ

2. 都市計画法

★第1種特定工作物

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、木くずの破砕施設は、都市計画法施行令第1条に規定する第1種特定工作物に該当する。

→市町村都市計画担当課又は県各建築安全センター（※2）及び県都市計画課へ

3. その他環境関係法令

（1）大気汚染防止法

①ばい煙発生施設設置届

廃棄物焼却炉：焼却能力200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上
乾燥炉（汚泥の乾燥炉等）：火格子面積1㎡以上 など

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

②一般粉じん発生施設設置届

ベルトコンベア、破砕機、ふるい、土石等の堆積場など

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

（2）水質汚濁防止法（特定施設設置届）

汚泥の脱水施設、汚泥の焼却施設、廃油の油水分離施設、廃油の焼却施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の焼却施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設など

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

（3）ダイオキシン類対策特別措置法（特定施設設置届）

廃棄物焼却炉：焼却能力50kg/時以上又は火格子面積0.5㎡以上
汚水又は廃液を排出する施設：排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰ピットなど

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

（4）騒音規制法、振動規制法（特定施設設置届）

金属プレス機、コンプレッサー、送風機（ブロア）、がれき類の破砕機、ふるい、木くずのチップーなど

→各市町村環境担当課へ

(5) 埼玉県生活環境保全条例

①指定ばい煙発生施設設置届

廃棄物焼却炉

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

②指定騒音施設設置届・指定振動施設設置届

指定地域内において、金属プレス機、コンプレッサー、送風機（ブロア）、がれき類の破砕機、ふるい、木くずのチップーなどを設置する場合
→各市町村環境担当課へ

③指定粉じん発生施設設置届

ベルトコンベア、破砕機、ふるい、土石等の堆積場など

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

④地下水採取規制

揚水機の吐出口の断面積の合計によっては許可又は届出が必要です。

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

★（6）工業用水法

工業用水（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に用いるもの）のために、井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

★（7）建築物用地下水の採取の規制に関する法律

建築物用水（冷房用設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、浴室面積合計150㎡を超える公衆浴場に用いるもの）のために井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。

→各環境管理事務所又は市環境担当課（※1）へ

4. その他関係法令

★（1）農地法

農地を農地以外にする場合には、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければなりません。

※市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出ることに
より許可が不要になります。

→市町村農業委員会へ

★（2）河川法

①河川区域

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合は、許可を受ける必要があります。

②河川保全区域

土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為又は工作物の新築又は改築のいずれかの行為をしようとする場合は、許可を受ける必要があります。

→県各県土整備事務所へ（※3）

※ 1 市環境担当課

市及び担当名	連 絡 先	大気	水質	ダイキ ン類	地下水
さいたま市 環境対策課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 3 2	○	○	○	○
川 越 市 環境対策課	0 4 9 - 2 2 4 - 5 8 9 4	○	○	○	
熊 谷 市 環境政策課	0 4 8 - 5 3 6 - 1 5 2 1 (代表)	○	○		
川 口 市 環境保全課	0 4 8 - 2 2 8 - 5 3 8 9	○	○	○	○
所 沢 市 環境対策課	0 4 - 2 9 9 8 - 9 2 3 0	○	○	○	
春日部市 環境政策課	0 4 8 - 7 3 6 - 1 1 1 1 (代表)	○	○		
狭 山 市 環 境 課	0 4 - 2 9 5 3 - 1 1 1 1 (代表)		○		
上 尾 市 生活環境課	0 4 8 - 7 7 5 - 6 9 4 0	○	○		
草 加 市 環 境 課	0 4 8 - 9 2 2 - 1 5 2 0	○	○		○
越 谷 市 環境政策課	0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 8 6	○	○	○	
戸 田 市 環 境 課	0 4 8 - 4 4 1 - 1 8 0 0				○
久 喜 市 環 境 課	0 4 8 0 - 8 5 - 1 1 1 1 (代表)	○	○		
八 潮 市 環境リサイクル課	0 4 8 - 9 9 6 - 2 1 1 1 (代表)				○

※ 2 建築安全センター連絡先

事 務 所 名	連 絡 先
川越建築安全センター 東松山駐在	0 4 9 3 - 2 2 - 4 3 4 0
熊谷建築安全センター	0 4 8 - 5 3 3 - 8 7 7 6
熊谷建築安全センター 秩 父 駐 在	0 4 9 4 - 2 2 - 3 7 7 7
越谷建築安全センター 杉 戸 駐 在	0 4 8 0 - 3 4 - 2 3 8 5

※ 3 県土整備事務所連絡先

事 務 所 名	連 絡 先
さいたま県土整備事務所	0 4 8 - 8 6 1 - 2 4 9 5
朝 霞 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 - 4 7 1 - 4 6 6 1
北 本 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 - 5 4 0 - 8 2 0 0
川 越 県 土 整 備 事 務 所	0 4 9 - 2 4 3 - 2 0 2 0
飯 能 県 土 整 備 事 務 所	0 4 2 - 9 7 3 - 2 2 8 1
東松山県土整備事務所	0 4 9 3 - 2 2 - 2 3 3 3
秩 父 県 土 整 備 事 務 所	0 4 9 4 - 2 2 - 3 7 1 5
本 庄 県 土 整 備 事 務 所	0 4 9 5 - 2 1 - 3 1 4 1
熊 谷 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 - 5 3 3 - 8 7 7 8
行 田 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 - 5 5 4 - 5 2 1 1
越 谷 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 - 9 6 4 - 5 2 2 1
杉 戸 県 土 整 備 事 務 所	0 4 8 0 - 3 4 - 2 3 8 1

Ⅲ 許可申請手続について

1 事前協議

埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く。以下同じ。）において、産業廃棄物処理施設を設置しようとする方は、申請に先立って「産業廃棄物処理施設設置等計画書」及び「生活環境影響調査計画書」を提出してください。

また、これらの許可を取得した方が、施設を変更（法令で定める軽微な変更を除く。）する場合も申請に先立って計画書を提出してください。

なお、計画書は産業廃棄物指導課審査担当に提出してください。

ただし、以下の場合は事前協議を省略しています。
（事前協議を省略できる場合）

- ① 現に建設されている工場等の敷地内において、当該工場等の事業活動に伴って生じた産業廃棄物を、自ら処理する目的で産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設に限る。）を新たに設置しようとする場合、又は現に設置している施設を変更しようとする場合。
- ② 現に設置している産業廃棄物処理施設を廃止した後、新たに産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設に限る。）を設置する場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。
- ③ 産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設に限る。）の主要設備（脱水機、乾燥設備、油水分離設備、中和槽、破碎機）の変更をしようとする場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。

2 許可申請

許可の申請は、施設の種類ごとに行ってください。

【1】各許可申請の手続

（1）新規許可

埼玉県内において、新たに産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合

（2）変更許可

許可を得て設置した産業廃棄物処理施設について、変更（詳細は「Ⅳ 1 変更許可」を参照）を行う場合

（3）譲り受け及び借り受けの許可

産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合

（4）合併及び分割の認可

産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併の場合（許可施設設置者である法人が存続する場合を除く。）、又は分割の場合（当該産業廃棄物処理施設を承継する場合に限る。）

【2】許可の基準

使用する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行えるものでなくてはなりません。

(1) 構造に係る基準

その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

○技術上の基準（抜粋）

- 1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 2) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 5) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 6) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(2) 維持管理に係る基準

その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

○維持管理の技術上の基準（抜粋）

- 1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 2) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 3) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 4) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 5) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 6) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- 8) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- 9) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

(3) 申請者の能力に係る基準

- ① 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うに足りる知識及び技能を有すること。

●技術管理者の資格要件

廃棄物処理法施行規則第17条

- 一 技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 二 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- 四 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（※次頁参照）

参考 施行規則第8条の17第2号イからチ

- イ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ロ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- チ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

※ 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了者を同等以上の能力を有する者としています。

講習に関する問合せ先

一般財団法人 日本環境衛生センター Tel 044(288)4919

URL <https://www.jesc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

URL <https://www.saitama-sanpai.or.jp/>

② 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

○原則として、債務超過の状態にないこと。

○経理状況によっては、下記の財務診断書等の追加書類を依頼することがあります。

申請書に追加して添付する書類

【既存法人】

貸借対照表	損 益 計 算 書		申請書に追加して添付する書類(注1)	
直前期の 自己資本	直前期の 経常利益	直前3年間の経 常利益の平均値	中間処分	最終処分
+	+	+	な し	
+	—	+	直前3年の実績及び今後5年間の 収支計画(注2)	
+	+	—		
+	—	—		
—	+	+	直前3年の実績及び今後5年間の収 支計画並びに中小企業診断士又は公 認会計士の財務診断書(注3)	
—	+	—		
—	—	+		
—	—	—		

(注1) 追加添付書類が提出されない場合は経理的基礎を有すると判断できません。

(注2) 個人事業者については直前3年の実績及び今後5年間の収支計画の添付は必要ありません。

(注3) 財務診断書を審査の結果、事業を継続して行えないと判断される場合には不許可となる場合があります。

【決算期を迎えていない新規設立法人】

今後5年間の収支計画、金融機関の残高証明書及び融資証明書

※ 提出書類(追加書類を含む)をもとに審査を行うので、追加書類を提出後、不許可となる場合もあります。

※ 経理的基礎を有するかどうかについて、埼玉県廃棄物処理経理専門委員会に対し、意見聴取を行う場合があります。

(4) 申請者等の欠格要件

申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

(※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 法第7条の4第1項（第4項に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4項に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト ヘに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからリまでのいずれかに該当するもの
- ル 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヲ 個人で政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

《政令で定める使用人》

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※ 施設の譲受け又は借受けの許可、合併又は分割の認可においては、上記（３）申請者の能力に関する基準、（４）欠格事項に関する基準のみが適用されます。

※ ただし、上記のすべての基準を満たした場合であっても、産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、設置・変更許可をしないことがあります。（法第１５条の２第２項）

【３】生活環境影響調査

- （１）産業廃棄物処理施設設置等計画書を提出する際は、生活環境影響調査計画書を添付してください。
- （２）産業廃棄物処理施設の設置許可申請及び変更許可申請を行う際は、生活環境影響調査書を添付してください。
- （３）調査の実施にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）及び「生活環境影響調査に係る指導要領」に基づき行ってください。

なお、埼玉県では騒音の項目として「低周波音音圧レベル」についても調査対象としていますので、ご注意ください。

【4】申請書

(1) 申請書及び添付書類

記 載 事 項 等	設 置	変 更	譲 受・ 借 受	合 併・ 分 割	様 式
氏名(名称)、住所。法人にあっては、代表者の氏名	○	○	○	○	有
法定代理人、役員等、政令で定める使用人の氏名、住所及び本籍	○	○	○	○	
株主又は出資者の出資比率等、氏名、住所、本籍(法人にあっては名称、所在地)	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の種類	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	○	○	○	○	
着工予定年月日、使用開始予定年月日	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の処理能力	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	○	○	○	○	
災害防止のための計画(最終処分場の場合)	○	○	○	○	
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	○	○	○	○	
埋立処分の計画(最終処分場の場合)	○	○	○	○	
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の許可年月日、許可番号		○	○	○	
保管の場所に関する事項	○	○	○	○	
施設の処理方式、構造、設備の概要	○	○	○	○	有
取り扱う産業廃棄物の種類	○	○			
処理後の産業廃棄物の処分方法	○	○			
取り扱う産業廃棄物の排出工程及びその性状等	○	○			
法人(申請者、法定代理人及び株主又は出資者) 定款 ^{注1} (又は寄付行為)、登記事項証明書 ^{注2}	○	○	○	○	無
個人(申請者、法定代理人、役員等、株主又は出資者) 住民票の写し(本籍記載のものでマイナンバーの記載のないもの。外国人にあっては、国籍等が記載されているもの。)、登記されていないことの証明書(法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の証明書) ^{注2、注5}					
誓約書	○	○	○	○	有
事業地の概要、案内図	○	○			無
施設(保管等の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図	○	○			
登記事項証明書、公図の写し ^{注2}	○	○	○	○	
周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面(最終処分場の場合)	○	○			
維持管理計画書	○	○	○	○	
埋立処分計画書及び災害防止計画書(最終処分場の場合)	○	○	○	○	無
施設の所有権移転に関する書類 ^{注3}			○	○	
事業の開始に要する資金の総額、資金の調達方法	○	○	○	○	有
法人:直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書 ^{注4}	○	○	○	○	無
個人:資産に関する調書、直前3年の所得税の納付証明書					
事業収支計画書	○	○	○	○	有
技術管理者講習修了証(写し)	○	○	○	○	無
生活環境影響調査結果	○	○			無

注1 定款は法定代理人及び株主又は出資者の場合には添付不要です。

注2 住民票の写し、登記されていないことの証明書、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、原則として原本を正本の1部に添付し、残りの正本及び申請者控えは写しを添付してください。

注3 土地賃貸借契約書の写し、使用承諾書等

注4 その他、事業が継続できることを示した書類(中小企業診断士等の診断書等)を提出していただく場合があります。

注5 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

注6 同時に二以上の申請書等を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等に添付し、他の申請書等への添付を省略することができる場合があります。詳細は、御相談ください。

(2) 提出部数

許可申請書は、それぞれ次に掲げる部数を提出してください。

業種区分	新規・変更
焼却施設、P C B 処理施設、 廃石綿等溶融施設、最終処分場	正本 1 部、副本 2 部、 写し 1 7 部
その他の産業廃棄物処理施設	正本 1 部、副本 2 部

※ 副本 1 部は受付後、申請者にお返しします。

※ 焼却施設、最終処分場、P C B 処理施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設については、関係市町村及び専門委員への意見聴取、利害関係人への縦覧に使用するため、写しの提出をお願いします。

なお、関係市町村の数等により、部数が増加することがありますのでご承知ください。

【5】申請手数料

埼玉県では、令和 6 年 3 月末日をもって埼玉県収入証紙（以下「収入証紙」）の使用を終了しました。これに伴い、「電子申請・届出サービス」を利用した手数料のお支払い（電子納付）又は窓口キャッシュレス決済で手数料をお支払いいただきます。詳しくは「[申請手数料の納入方法](#)」を御確認ください。

申請手数料は、次表のとおりです。

申請の種類	手数料
設置許可の申請（焼却、最終処分等）	1 4 0, 0 0 0 円
設置許可の申請（上記以外）	1 2 0, 0 0 0 円
変更許可の申請（焼却、最終処分等）	1 3 0, 0 0 0 円
変更許可の申請（上記以外）	1 1 0, 0 0 0 円
譲り受け・借り受けの申請	9 4, 0 0 0 円
合併・分割の認可	9 4, 0 0 0 円

【6】申請書の提出方法及び提出先

(1) 計画書、申請書は、産業廃棄物指導課審査担当に持参してください。（郵送は受け付けていません。）

(2) 申請書の提出等は予約制で受け付けていますので、来庁する際には、あらかじめ産業廃棄物指導課審査担当に予約をお願いします。

(3) 書類等に不備があった場合には、本県の指導に基づき補正してください。

(4) 行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）は、申請できません。

【7】処分の指令書・許可証の交付について

(1) 交付日は、産業廃棄物指導課から、電話でお知らせします。

(2) 許可証等の受領時には、原則として申請者本人（法人にあっては代表者等）が来庁してください。

【8】使用前検査について

許可を受けた施設は検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用できません。

竣工した時点で産業廃棄物指導課審査担当へ産業廃棄物処理施設使用前検査申請書（正本1部、副本1部）を提出し、使用前検査を受けてください。

【9】定期検査について

施設設置許可を受けた焼却施設、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、定期検査を受けなければなりません。

定期検査の受検期間及び必要書類等は環境省の定期検査マニュアル及び埼玉県ホームページを参考にしてください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/teikikensa2.html>

【10】廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、一定の基準に適合していることについて認定を受けることができます。

同認定の方法及び申請等は、環境省の熱回収マニュアル（下記①）及び埼玉県ホームページ（下記②）を参考にしてください。

ホームページURL

①環境省の熱回収マニュアル

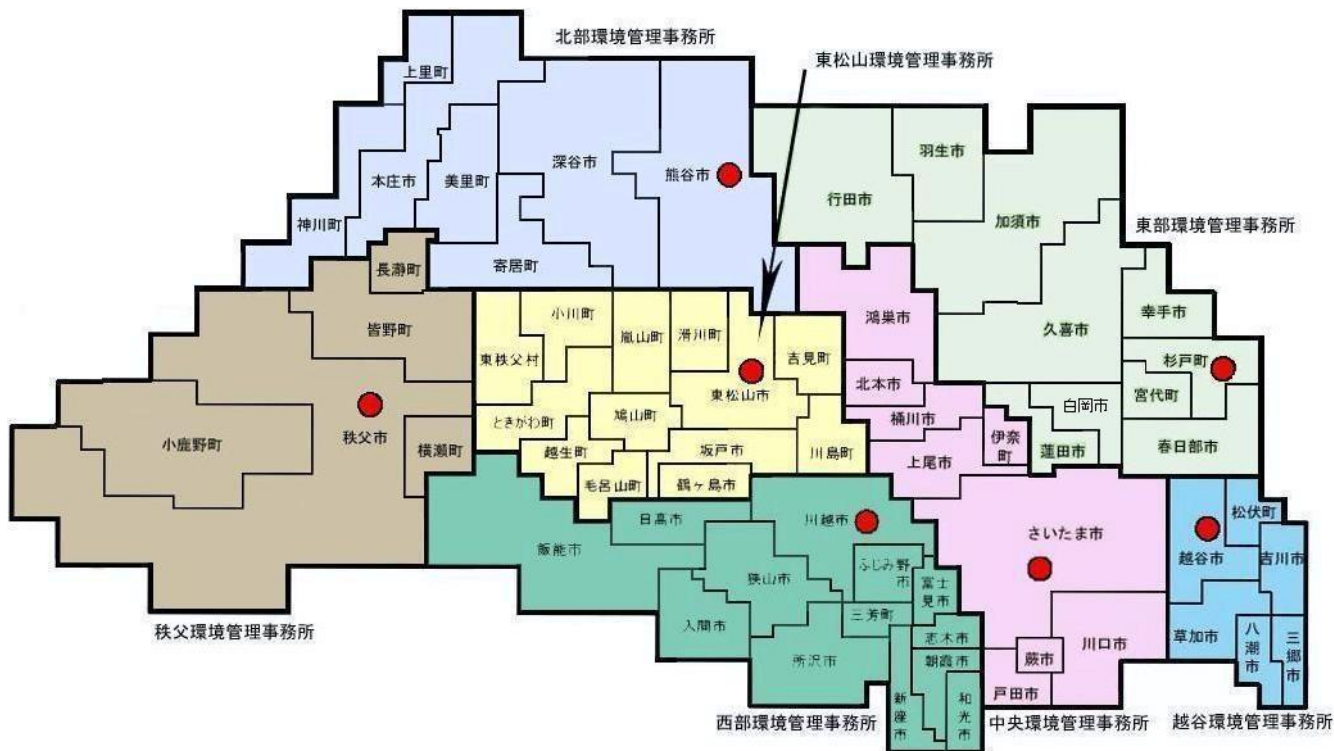
URL <https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/main.pdf>

②埼玉県ホームページ

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/netsukaisyu.html>

申請書の提出先は産業廃棄物指導課審査担当です。なお、許可後の届出等は下記の事務所が窓口となります。

所管区域を示す地図



事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号
中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	TEL 048(822)5199 FAX 048(822)5139
西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越 公共施設棟 4 階)	TEL 049(244)1250 FAX 049(246)7885
秩父環境管理事務所 生活環境担当	〒368-0042 秩父市東町29-20(秩父地方庁舎内)	TEL 0494(23)1511 FAX 0494(23)6679
北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒360-0031 熊谷市末広町3-9-1(熊谷地方庁舎内)	TEL 048(523)2800 FAX 048(526)3949
東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	TEL 0480(34)4011 FAX 0480(34)4785
東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒355-0024 東松山市六軒町5-1(東松山地方庁舎内)	TEL 0493(23)4050 FAX 0493(23)4114
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	TEL 048(966)2311 FAX 048(966)5600
環境部産業廃棄物指導課 審査担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁第 3 庁舎内)	TEL 048(830)3133 FAX 048(830)4774

- ※1 さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は窓口がそれぞれの市となります。
- ※2
- | | | |
|----------|--------------------|--------------|
| さいたま市連絡先 | 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課 | 048-829-1608 |
| 川越市連絡先 | 環境部産業廃棄物指導課 | 049-239-7007 |
| 川口市連絡先 | 環境部産業廃棄物対策課 | 048-228-5380 |
| 越谷市連絡先 | 環境経済部廃棄物指導課 | 048-963-9188 |

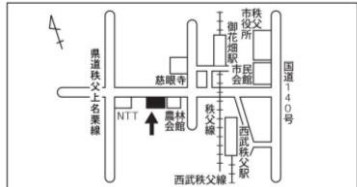
環境管理事務所

はここにあります

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

●埼玉県秩父環境管理事務所

〒368-0042 秩父市東町 29-20(秩父地方庁舎内)
電話 0494(23)1511 FAX0494(23)6679



秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

●埼玉県東部環境管理事務所

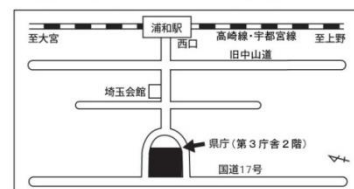
〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20 分

●環境部産業廃棄物指導課

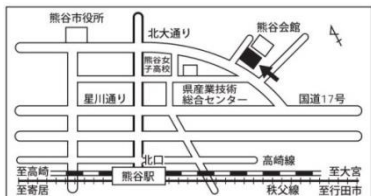
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(第3庁舎 2 階)
電話 048(830)3125 FAX048(830)4774



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩 10 分

●埼玉県北部環境管理事務所

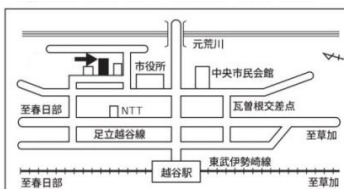
〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1(熊谷地方庁舎内)
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



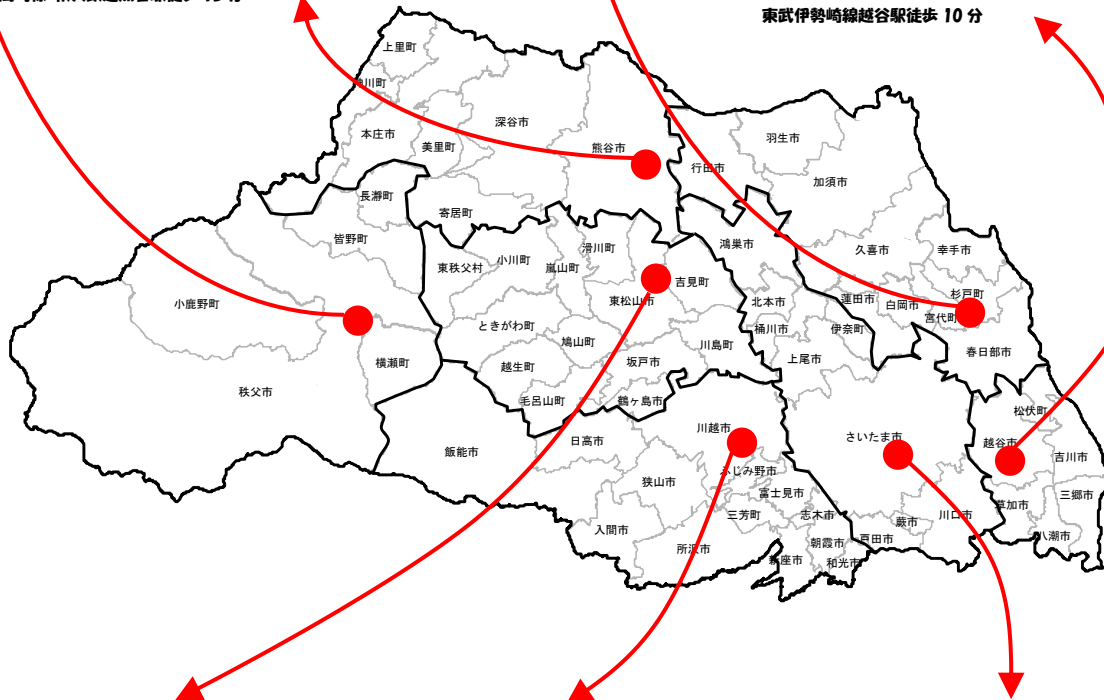
高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15 分

●埼玉県越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82
(越谷合同庁舎内)
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10 分



●埼玉県東松山環境管理事務所

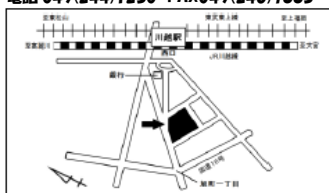
〒355-0024 東松山市六軒町 5-1(東松山地方庁舎内)



東武東上線東松山駅徒歩 20 分

●埼玉県西部環境管理事務所

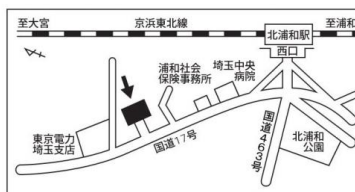
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17
(ウエスタ川越公共施設棟 4 階)
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5 分

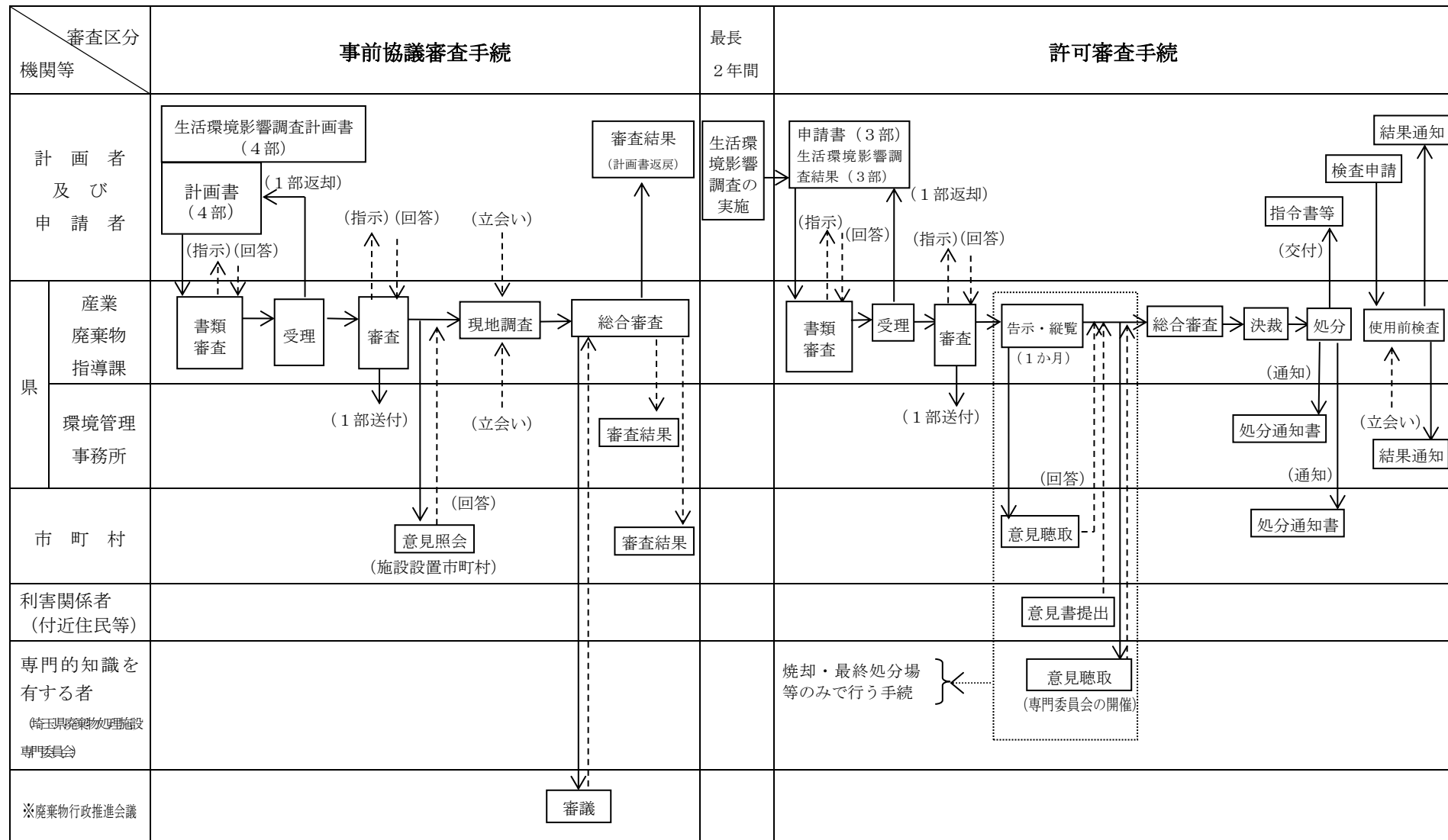
●埼玉県中央環境管理事務所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
(浦和合同庁舎内)
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩 10 分

3 産業廃棄物処理施設設置許可事務のフロー



※ 最終処分場又は産業廃棄物処理施設のうち、環境部長が特に審議の必要性を認めたものを設置しようとする場合は、廃棄物行政推進会議で審査することとなります。

※ 告示縦覧、関係市町村長、関係住民及び専門的知識を有する者の意見聴取は、施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号に該当する施設に限ります。

IV 事業開始後の諸手続

1 変更許可（法第15条の2の6）

産業廃棄物処理施設について、以下に示す事項の変更をしようとするときは、許可を受けなければなりません。

- (1) 処理能力（10%以上の増加）
 - (2) 産業廃棄物処理施設の位置
 - (3) 産業廃棄物処理施設の処理方式
 - (4) 以下の産業廃棄物処理施設の構造及び設備
 - ①脱水施設にあつては脱水機
 - ②乾燥施設にあつては乾燥設備
 - ③焼却施設にあつては燃焼室
 - ④油水分離施設にあつては油水分離設備
 - ⑤中和施設にあつては中和槽
 - ⑥破碎施設にあつては破碎機
 - ⑦コンクリート固型化施設にあつては混練設備
 - ⑧ばい焼施設にあつてはばい焼室
 - ⑨シアン化合物の分解施設にあつては熱分解設備又は分解槽
 - ⑩熔融施設にあつては熔融炉又は破碎設備
 - ⑪廃PCB等又はPCB処理物の分解施設にあつては反応設備
 - ⑫PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設にあつては洗浄設備又は分離設備
 - ⑬遮断型最終処分場にあつては外周仕切設備
 - ⑭安定型最終処分場にあつては擁壁又はえん堤
 - ⑮管理型最終処分場にあつては遮水層又は擁壁若しくはえん堤
 - ⑯①～⑮以外の設備の変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等生活環境への負荷を増大させる場合
 - (5) 排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
（例：煙突の位置、径、排水口の位置等の変更）
 - (6) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更にあつて、当該変更によって周辺の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であつて、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）
- ※なお、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類を変更することにより新たに令第7条各号の施設に該当する場合は新規許可になります。

2 各種届出

(1) 届出を要する産業廃棄物処理施設の変更

以下に示す事項について変更したときは、遅滞なく産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（付録様式）を提出してください。

- ・氏名又は名称及び住所
- ・役員及びこれに準ずるもの
- ・処理能力の変更（許可時の処理能力から減少又は10%未満の増加）
- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（変更許可不要の場合）
- ・産業廃棄物の処理施設の構造・設備の変更（変更許可不要の場合）
- ・焼却施設にあつては、焼却灰等の処分方法
- ・廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設又は汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設にあつては、汚泥等の処分方法
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

- ・最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画
- ・産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ・着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(2) 施設の廃止

産業廃棄物処理施設の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出してください。

(3) 施設の休止

産業廃棄物処理施設の全部又は一部を休止しようとするときは、遅滞なく、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出してください。

(4) 相続の届出

許可施設設置者について相続があったときは、相続人は地位を承継します。地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に相続届出書を提出してください。

(5) 省略書類について

同時に二以上の申請書等を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等に添付し、他の申請書等への添付を省略することができる場合があります。詳細は、御相談ください。

(6) 提出部数

2部（うち申請者控え1部）

(7) 提出先

事業場を管轄する環境管理事務所

V 罰則

許可を受けずに産業廃棄物処理施設を設置したり、変更した場合には、罰則の適用を受けます。

(1) 無許可設置

許可を受けずに、産業廃棄物処理施設の設置をすること。

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

(2) 無許可変更

産業廃棄物処理施設設置者が許可を受けず施設の構造等を変更すること。

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

(3) 無許可譲り受け等

産業廃棄物処理施設設置者が許可を受けずに施設を譲り受け又は借り受けること。

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科

(4) 廃棄物処理施設廃止変更届出義務違反

廃棄物処理施設設置者が、その施設の廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

30万円以下の罰金

(5) 報告違反

廃棄物処理業者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。

30万円以下の罰金

※ほかに、不法投棄、命令違反などの行為に対しても罰則が適用されます。

VI その他

県に提出された産業廃棄物関係の文書は、次のとおり扱われます。

(1) 文書の保存

埼玉県文書管理規則により、文書が保存されます。保存期間は、文書の種類により1年未満保存から11年以上保存まで区分されます。

(2) 情報の公開

県の機関が保有している公文書は、埼玉県情報公開条例により、原則として公開の対象となります。

付 録

○産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

様式第二十三号(第十二条の十の二関係)

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書				年	月	日
埼玉県知事				届出者		
				郵便番号		
				住 所		
				氏 名		
				(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
				電話番号		
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。						
産業廃棄物処理施設の設置の場所						
産業廃棄物処理施設の種 類						
許可の年月日及び許可番号				年	月	日 第 号
変 更 の 内 容	△ 軽 微 な 変 更					
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更					
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)					
	規則第12条の10第6号に掲げる事項					
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更					
	(ふ り が な) 氏 名		住 所			
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更					
	(ふ り が な) 氏 名		生 年 月 日	本 籍		
			役職名・呼称	住 所		
廃止若しくは休止又は再開の理由				(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日				年	月	日
※ 事 務 処 理 欄						
備考						
1 ※欄は記入しないこと。						
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。						
3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。						
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。						

(日本産業規格 A列4番)